

第1章 計画策定の経緯と目的

1. 計画策定の経緯

「荒船風穴」は国内各地の風穴とともに、天然の冷風を利用し、養蚕農家や種屋、組合製糸、会社などが生産した蚕卵紙「種紙」を冬期に受け容れ、冷所に貯蔵し、孵化を制御することにより、それまで年1回ないしは2回であった養蚕飼育回数の多回数化を可能にし、明治時代の終わりから大正期にかけて、蚕種の安定的な供給により繭増産に大きく貢献した。このように蚕飼育の多回数化による繭増産と蚕種の安定的な供給に貢献したことが認められ、「荒船風穴蚕種貯蔵所跡」は、国内に残る風穴として初めて平成22（2010）年2月22日に群馬県中之条町にある東谷風穴とともに国指定史跡となった*。

また、下仁田町は地質学的に多様な資源が多数存在することから、平成23（2011）年9月には下仁田ジオパークとして日本ジオパークに認定されており、荒船風穴はこのジオパークを構成するジオサイトの一つにもなっている。

国指定史跡「荒船風穴蚕種貯蔵所跡」を保存し活用していくため、下仁田町では平成23年度に史跡の保存管理の方針を定める『国指定史跡荒船風穴蚕種貯蔵所跡保存管理計画』を策定するとともに、石積みカルテの作成や埋蔵文化財調査等を進めた。

そのような状況の中、国指定史跡「荒船風穴蚕種貯蔵所跡」は平成26（2014）年6月25日に「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産の一つとして世界文化遺産に登録された。世界遺産登録後は来場者も急激に増加し、史跡の保存や活用の面で様々な問題も出てきた。これを受け、史跡の保存と本格的な史跡整備に着手するため、平成26（2014）年8月に国史跡荒船風穴蚕種貯蔵所跡保存整備委員会を立ち上げ、整備基本構想を策定した。今年度はこの整備基本構想を踏まえ、史跡整備の実現に向け具体的な方策を検討し、整備基本計画を策定するものである。

※そのため、正式史跡名称は「荒船・東谷風穴蚕種貯蔵所跡」である。

2. 計画の目的

本計画は、平成23年度に策定した史跡保存管理計画、平成26年度に策定した整備基本構想に示された保存・整備・活用の基本方針等に基づき、これまで下仁田町が実施してきた史跡の保存活用のための調査や各種事業の状況を踏まえ、国指定史跡荒船風穴の史跡整備を推進するための基本計画を定めるものである。

3. 計画の期間

本計画の対象期間は、平成28年度から平成48年度までの20年間として、この期間における整備目標を策定する。

なお、本計画については、各整備計画期間の終了前に、事業の進捗状況や各種調査の進展、周辺環境の変化等を勘案し、計画の見直しを行うものとする。

4. 本計画の対象範囲

本計画では、整備基本構想と同様、史跡指定地及びすでに公有地化されている地区を主な対象範囲とするが、冷風の発生源と考えられる露頭岩と岩塊の沢や荒船風穴の保存活用上必要と考えられる駐車場や工事用ヤード、駐車場から指定地までの道路、園路等の範囲も視野に入れて検討を行うこととする。

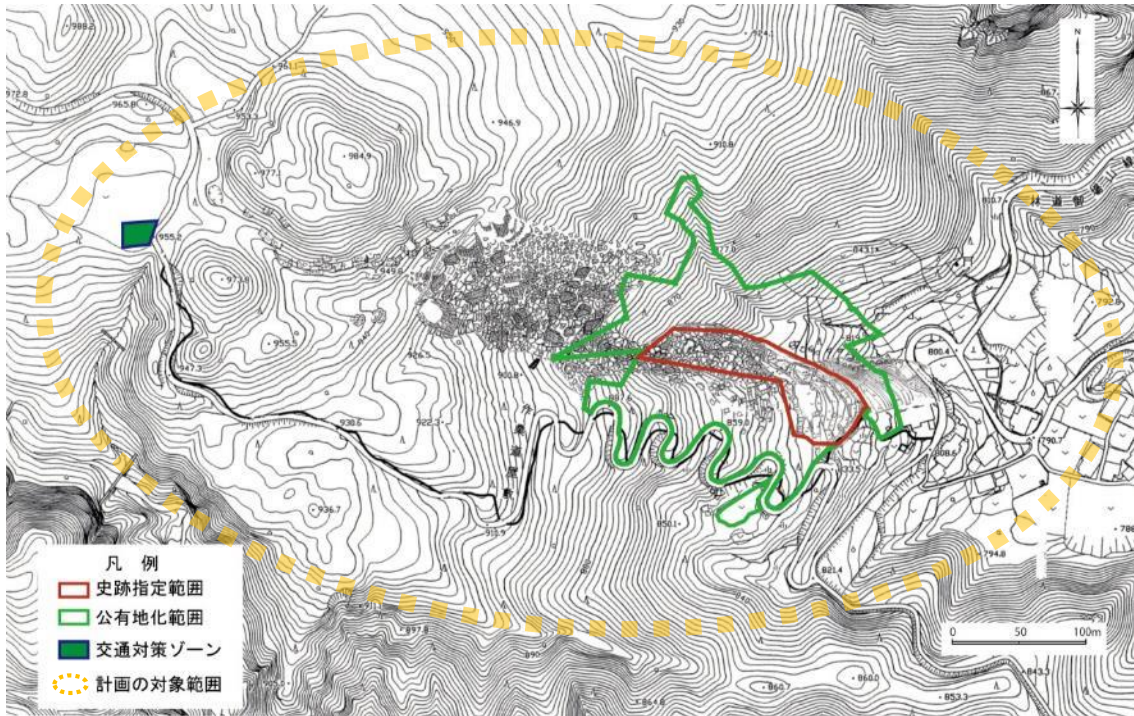


図 1-1 本計画の対象範囲

5. 指定概要

- (1) 名称：荒船・東谷風穴蚕種貯蔵所跡
(※計画対象範囲は、このうちの荒船風穴蚕種貯蔵所跡)
- (2) 官報告示：平成 22 年 2 月 22 日 平成 22 年文部科学省告示第十二号
- (3) 所在地：群馬県甘楽郡下仁田町大字南野牧字屋敷甲 10690 番地 2 ほか 4 筆等
- (4) 所有関係：町有地 (4,648.76 m²)
- (5) 管理団体：下仁田町 (官報告示；平成 22 年 8 月 25 日 文化庁告示第四十号)
- (6) 指定理由

ア. 基準

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号）史跡の部六による。

イ. 説明

明治から昭和初期にかけて、天然の冷風を使用して蚕種を貯蔵した施設。荒船風穴は全国一の収納量を誇り、その取引先は全国に及んだ。東谷風穴は地域単位の風穴として全国有数の規模である。ともに近代の養蚕業を知る上で貴重である。

6. 委員会の設置

本計画の策定は、文化庁、群馬県の補助を得て、平成 27（2015）年度に実施した。前年にあたる平成 26（2014）年度に設置された整備委員会による計 3 回の協議を経て、計画内容を取りまとめ、所定の手続きを経て整備基本計画を策定した。

(1) 国史跡荒船風穴整備委員会の設置

整備基本計画の策定にあたっては、国史跡荒船風穴蚕種貯蔵所跡保存整備委員会設置要綱を定め、国史跡荒船風穴蚕種貯蔵所跡保存整備委員会（以下「国史跡荒船風穴保存整備委員会」という。）を設置した。委員会は、考古学や植生等に関する学識者、下仁田町文化財調査委員会のメンバーで構成した。計画の策定にあたっては、文化庁文化財部記念物課、群馬県教育委員会文化財保護課、群馬県企画部世界遺産課、群馬県富岡土木事務所の指導及び助言を得た。

(2) 国史跡荒船風穴保存整備委員会・事務局名簿

平成 27 年度の国史跡荒船風穴保存整備委員会及び事務局は以下のとおりである。

表 1-1 国史跡荒船風穴保存整備委員会 関係者名簿（敬称略）

役職	氏名	所属	専門分野
委員長	飯島義雄	元（財）群馬県埋蔵文化財調査事業団調査研究部長	考古学
副委員長	宮崎俊弥	前 共愛学園前橋国際大学学長補佐・教授	近代史
委員	栗野 隆	東京農業大学地域環境学部造園科学科准教授	造園学
	北野博司	東北芸術工科大学教授（歴史遺産学科）	考古学
	堀越教之	下仁田町文化財調査委員会委員長	
	原田 喬	下仁田町文化財調査委員・産業考古学会理事	
	神戸 宏	下仁田町産業観光課長	
助言者	中井将胤	文化庁文化財部記念物課整備部門文化財調査官	
	永井ふみ	文化庁文化財部記念物課文化的景観部門文部科学技官	
	鈴木地平	文化庁文化財部記念物課世界文化遺産室文化財調査官	
	飯森康広	群馬県教育委員会文化財保護課文化財活用係	
	亀井信明	群馬県企画部世界遺産課世界遺産係	
	新井規之	群馬県富岡土木事務所下仁田事業所長	
事務局	吉井 誠	下仁田町教育委員会教育長	
	秋池 武	下仁田町歴史館長	
	浅川幸則	下仁田町教育委員会教育課長	
	大河原順次郎	下仁田町教育委員会文化財保護係 係長	

	市川 瑠美	下仁田町教育委員会文化財保護係 主幹	
--	-------	--------------------	--

(3) 審議経過

- 第1回（平成27年10月8日）
 - ・整備基本計画策定にむけての意見交換

- 第2回（平成27年12月10日）
 - ・整備基本計画原案の審議

- 第3回（平成28年3月4日）
 - ・整備基本計画原案の審議



写真 1-1 委員会開催状況（左：第2回、右：第3回）

(4) 委員会の検討過程

本計画の整備委員会は、策定までに計3回開催した。委員会では、計画内容について課題等を整理しながら、事務局案を作成・提示し、委員及び助言者の指導や助言を得ながら原案の修正、再検討を行った。また、本計画の検討にあたって、町民等の意見を反映させるため、平成28年2月5日から2月19日にかけて、基本計画案についてパブリックコメントの募集を行った。

整備委員会での最終承認を経て、基本計画書が策定された。

7. 計画の周知と見直し

本計画の実施・発効は平成28年4月1日からとする。

計画の刊行に伴い、史跡管理者（下仁田町）は、指定地周辺居住者への計画内容の周知はもちろんのこと、下仁田町民、指定地内関係者・関係機関等への周知に努めるものとする。また、今後の学術的調査研究の進展、社会情勢の変化、史跡の保存状況等を勘案し、必要に応じて計画内容の見直しを行うものとする。

○下仁田町国史跡荒船風穴蚕種貯蔵所跡保存整備委員会設置要綱

平成 26 年 8 月 22 日
教育委員会告示第 6 号

(設置)

第 1 条 国史跡荒船風穴蚕種貯蔵所跡（以下「荒船風穴」という。）の保存整備の基本構
想の策定及び整備活用に関する事項について意見を聴くため、下仁田町国史跡荒船風
穴蚕種貯蔵所跡保存整備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、意見を述べる。

- (1) 荒船風穴の保存整備の基本構想の策定に関すること。
- (2) 荒船風穴の整備活用・計画に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから下仁田町教育委員会（以下「教育委員会」という。）
が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意
見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、教育委員会文化財保護係において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 8 月 22 日から施行する。

第2章 史跡の現況

史跡の現況について、保存管理計画、整備基本構想にとりまとめられた内容について、策定後に変更になった事項も踏まえ再整理して示す。

1. これまでの調査成果

荒船風穴では、蚕種貯蔵所跡の遺構に関する調査や風穴石積みの構造に関する基礎データの蓄積、風穴環境に関するデータの収集、運営に関する資料調査等を継続して行っており、現在も知見が蓄積されている。ここでは、調査の概要を記すにとどめるが、詳細な調査成果等については、各事業の成果報告書等を参照されたい。

(1) 温湿度冷風調査（平成 20 年度～現在も継続）

風穴周辺 10 箇所に自動温湿度計測器（1 日 24 回計測）を設置し、通年で風穴及び周辺地の温湿度を計測している。これにより、時間や日における気温格差や季節における推移などの情報が蓄積している。

また、本年度（平成 27 年度）から岩塊内部に冷風の風向風速計を設置し、計測を開始した。

(2) 発掘調査（平成 23 年度～現在も継続）

荒船風穴における最初の発掘調査は、平成 23 年度に行った風穴底部（床面）を対象とした建物構造（位置確認）を把握するための調査である。いずれの風穴底部からも建物構造把握に関する有力な成果（礎石等）は得られなかったものの、冷風の取り入れや基礎の役割をもつ大型岩塊についての文化財情報を得た。

平成 24 年度は、1 号風穴南崩落（平成 22 年 3 月崩落）面の復旧設計の基本情報を得るため、発掘調査を行った。石積み背面の情報を把握し、冷風の取り入れや裏込め、カイ板などの石積み構成に関する情報を得た。

平成 26 年度から平成 27 年度にかけては、番舎周辺の発掘調査を行い、蚕種貯蔵風穴の運営を効率的に行うための管理施設の配置や便益施設の位置情報、土留め石積みの構造などについて情報を集約している。

(3) 石積みカルテ（平成 25～27 年度）

荒船風穴蚕種貯蔵所風穴石積みについて、現状把握と課題検討の基礎資料とするため、各風穴の石積みカルテの作成を平成 25 年度から平成 27 年度の 3 ヶ年にわたり実施した。

この調査では、石材の基礎情報（石材、風穴方位、風穴規格、破損状況と変形要因、状況観察、築造時期等）、石積みの構造的特徴、壁面立体写真（オルソ画像）、立面図、石積み管理番号等のデータを収集している。これらの調査結果により得られた資料を基に保存方策を検討し、緊急的に対応する場所、経過観察する場所、将来的に保存対策が必要な場所などの仕分けの基礎資料としている。

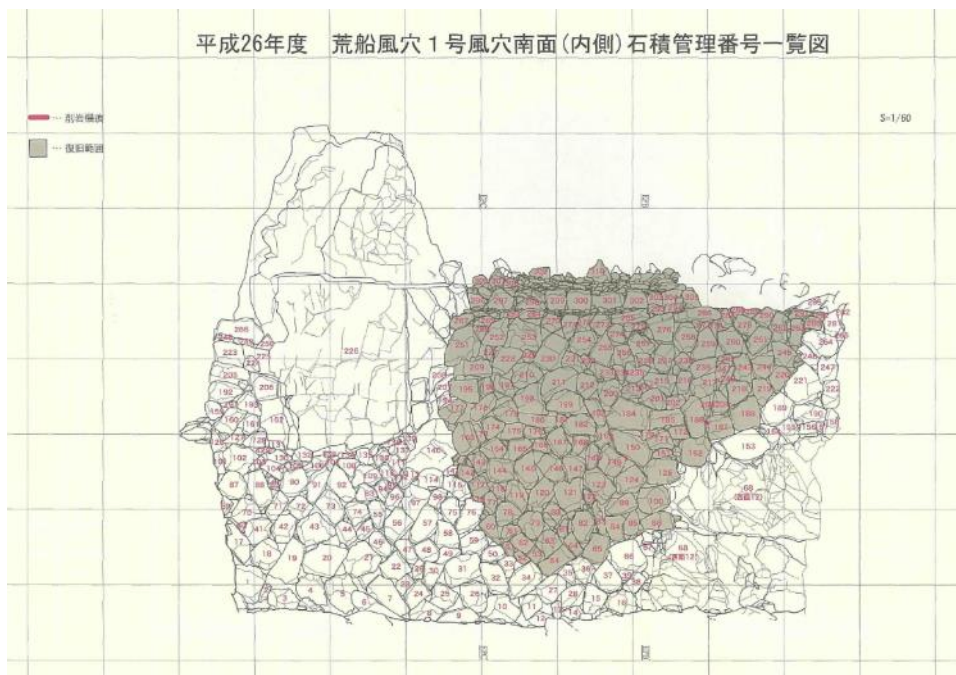
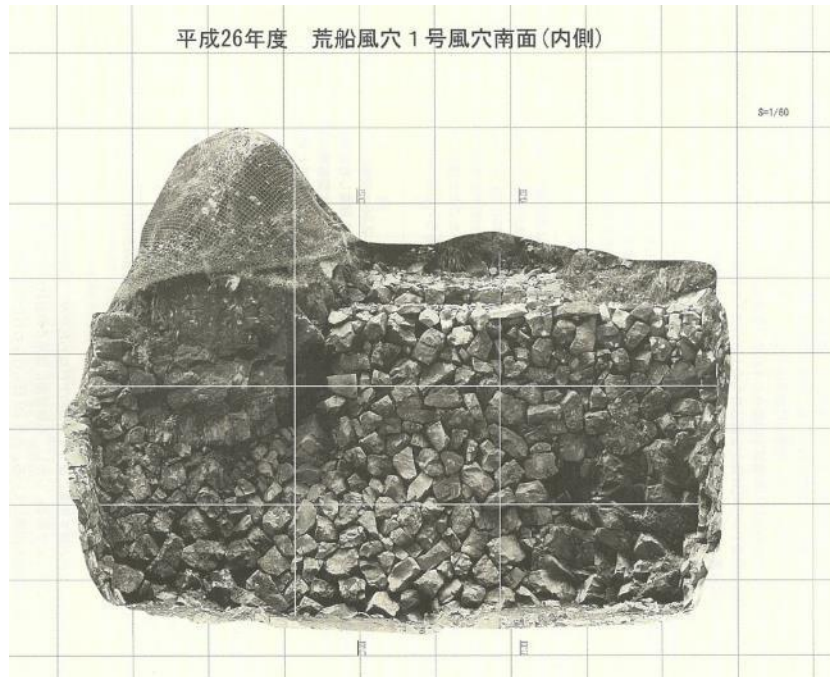


図 2-1 風穴石積みカルテの一例（1号風穴南面）縮尺 S=1/100
 （上図：壁面写真、下図：石積み立面図）

（4）資料調査（平成 20 年度、平成 22 年度）

運営当時の資料（春秋館文書）を電子データ化すると共に、その内容についての解析に着手し、取引相手の情報、数量等について統計資料として整理している。

また、「記憶の資料化調査」として、荒船風穴の様子を知る人物や関連があった地域の方々の記憶に関する聞き取り調査を行った。



図 2-2 荒船風穴道案内 出典：『春秋館営業案内』

(5) 危険箇所把握調査 (平成 26 年度)

荒船風穴周辺は崖錐地形で転石が多く存在し、風穴石積み南側斜面にも大小の岩塊や転石が存在する。風穴北側の通路は見学路となっており、南側斜面からの落石等は遺構の保存のみならず、見学者の安全にも危険を及ぼすことが予想される。こうしたことから、今後の保存整備活用に向けて、荒船風穴周辺の危険箇所を把握するための調査を実施した。

調査の結果、風穴石積み南側斜面に崩落等が起こった場合に見学者等への影響が予想される危険箇所が多数存在することが判明した。また、風穴石積みについても、3号風穴北面石積みは全体が外側（北側）に傾いており、これを補強する目的で設けられた石積み（はばき石積み）も孕みやゆるみが見られ、崩落の危険性が無視できない状況である。

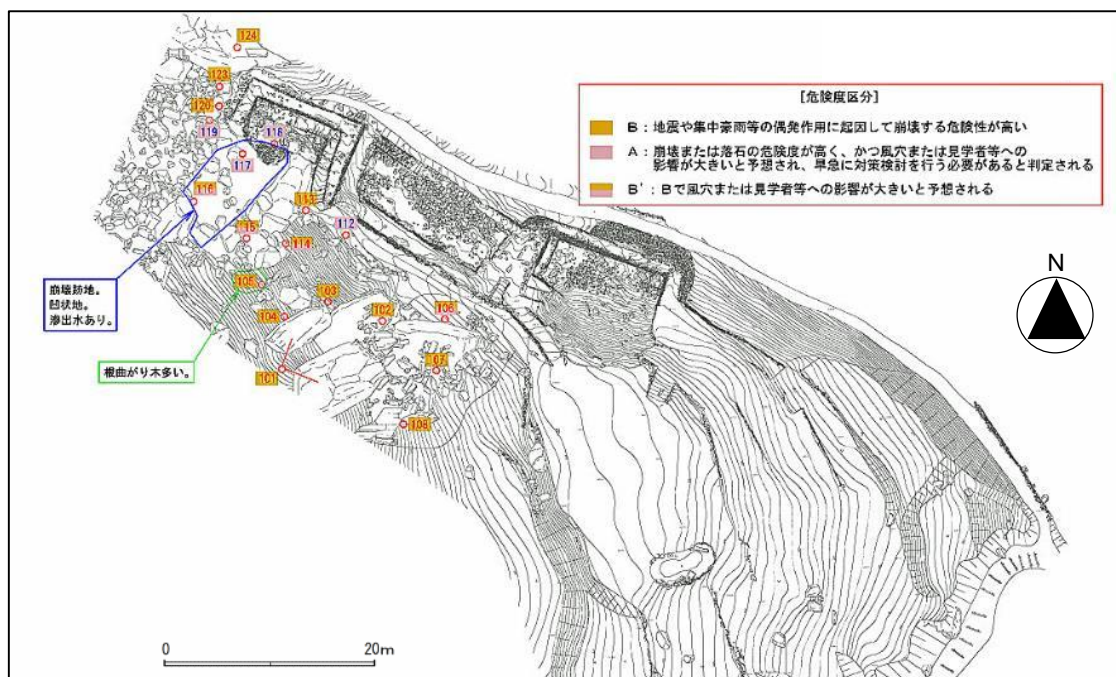


図 2-3 風穴周辺の危険箇所

(7) 植生

1) 周辺植生

現在確認できる指定地周辺の植生調査成果は、環境省による第2回自然環境保全基礎調査（昭和53、54年度）の植生調査である。基本的に現在と状況は変わっておらず、指定地周辺一帯はスギ・ヒノキ植林となっている。また周辺には、牧草地（人工草地）（神津牧場付近）や落葉広葉樹の二次林（クリーミズナラ林）が分布している。クリーミズナラ林は、本来はブナ林であった林が伐採された代償植生である。

荒船風穴が操業していた時期の植生は、古写真から一部には杉の植林がされており、植林地が広がりつつある時期と伺える。岩塊堆積層周辺は植林されていないことがわかることから、その後、特に戦後にスギの植林が行われ、現在の景観になったものと考えられる。



写真 2-2 指定地周辺の植生（平成 25 年 5 月撮影）



写真 2-3 明治 43 年頃の古写真 出典：『北甘楽郡案内』明治 43 年 9 月発行
(上：荒船風穴全景、下：全所側面)

2) 希少植物

平成 23 年度の植生調査の結果、荒船風穴では風穴特有の希少植物や西方に位置する神津牧場の影響で牧草類が確認された。

このうち、「ヒメイワトラノオ」「ナヨシダ」は群馬県の絶滅危惧種第 I B 類に、「ナガミノツルケマン」は準絶滅危惧種に分類されている。また、「ホソイノデ」は風穴周辺に見られる特徴的な植物で、茨城県・神奈川県・愛知県・山口県では絶滅危惧種第 I 類に、石川県、鳥取県では絶滅危惧第 II 類に分類されている。



①ヒメイワトラノオ



②ナヨシダ



③ナガミノツルケマン



④ホソイノデ

写真 2-4 指定地周辺で確認された希少植物

(8) その他

3次元測量（平成 23 年度）や詳細地形図作成（平成 25 年度）等を実施している。

2. 遺構の現況

荒船風穴の遺構としては、蚕種を貯蔵した3基の風穴石積みと、管理を行うための番舎(管理棟)関連施設(番舎、物置、作業小屋、受水槽、搬出入路等)跡が存在する。

(1) 風穴石積み

1) 1号風穴

南面の石積みが平成22年3月に崩落したが、崩落前に作成していた測量図および写真、解体調査による成果に基づき石積み復旧工事を実施し、平成26年8月に工事が完了した。3基の風穴の中で唯一、当初からの石積みの形態を伝えるものである。

2) 2号風穴

北面の石積みは昭和30年代に崩落した。北面の石積みは、崩落が進行して他の石積みに影響を及ぼす可能性は低いと見られるが、野生動物や公開時間外等に訪れた来訪者がここから内部に立ち入ることが懸念される。

3) 3号風穴

南面の石積みは一部を除き、既に崩落している。北・東・西面の石積みは遺存している。遺存している石積みも上部に石材の欠損があり、また、北面石積みは全体が外側(北側)に傾いており、これを補強する目的で設けられた石積み(はばき石積み)も孕みやゆるみが見られる。こうした状況から、崩落の危険性が懸念されている。

(2) 番舎(管理棟)関連施設跡

風穴石積み遺構南東側の高台上に存在する。明治・大正時代の古写真や資料で、ここに番舎(管理棟)関連施設が存在したことが判明していたが、平成25年度から平成27年度の発掘調査により、荒船風穴の最盛期であった大正時代の番舎、物置、作業小屋、受水槽、土管による導水路、搬出入路、階段等の遺構が確認されている。

調査の結果、明治時代に構築された1号、2号風穴と番舎(管理棟)は大正4年の営業拡大に向け3号風穴を築造しただけでなく、施設全体を大幅に改造し、より多くの種紙貯蔵を可能とするとともに効率的な事業運営に向け、改善が図られたことが判明した。

これらの遺構は、発掘調査終了後に埋め戻されており、現在地上に表出しているのは池と、施設設置のための造成に伴うとみられる土留め石積みのみである。

なお、3号風穴石積み東側の3号風穴への搬出入路沿いの土留め石積みの一部に孕みが見られる。この石積みの下の斜面にはスギが生えており、これらのスギが風で揺れることにより、石積みがさらに不安定化し、崩落する恐れもある。

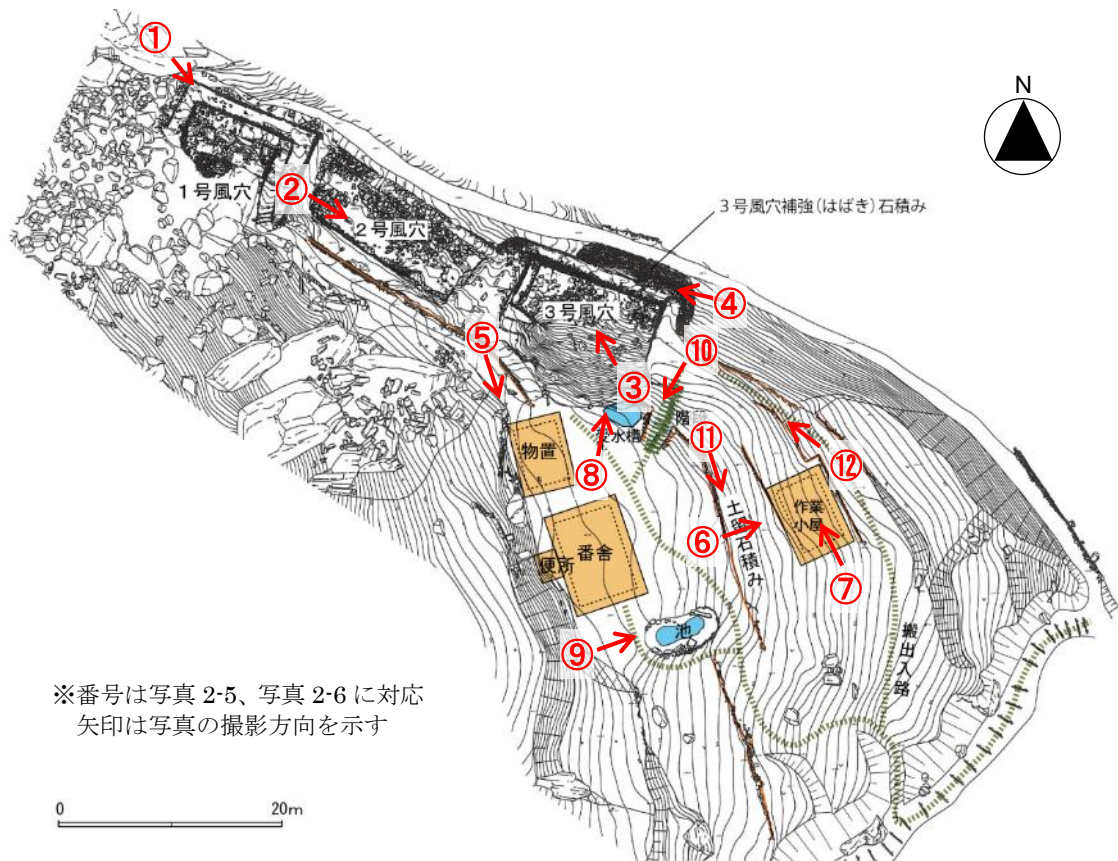


図 2-5 遺構の配置状況



① 1号風穴



③ 3号風穴



② 2号風穴



④ 3号風穴の補強 (はばき) 石積み

写真 2-5 風穴石積みの状況



⑤ 番舎跡・物置跡



⑨ 池跡 (現在も地上に表出)



⑥ 作業小屋跡



⑩ 階段跡



⑦ 作業小屋内部の貯水槽



⑪ 土留め石積み (現在も地上に表出)



⑧ 受水槽跡



⑫ 3号風穴への搬入路

写真 2-6 番舎関連施設跡の発掘調査状況

3. 保存及び公開の状況

(1) 保存

史跡指定地内は保存管理計画に基づき史跡保護のための管理を行っている。史跡指定地内については、史跡の保存整備活用、調査研究、見学者の安全や治山管理上必要なものを除き、現状変更を許可しない方針としている。

風穴石積みについては、平成 27 年度より定期的な定点観測を実施している他、亀裂の大きい部分にコンタクトケージを設置し、経過観察を行っている。平成 22 年 3 月に崩落した 1 号風穴南側の石積みは、平成 24 年 8 月から平成 26 年 8 月まで文化財調査および復旧工事を実施した。また、番舎(管理棟)関連施設跡が存在した場所にある土留め石積みについては、発掘調査により背面状況を確認した後、崩落の範囲拡大が懸念される場所について積み直しを行っている。

また、風穴石積み南側の傾斜地及び周辺では、倒木等により遺構の保存に影響があると考えられる樹木について、伐採等の植生管理を行っている。

最近はいノシシやシカ等の野生動物が史跡指定地内外に出没し、土が掘り返される等の被害が出ており、斜面の崩落対策等、早急な対策が必要となっている。

(2) 公開

荒船風穴は、現在、風穴石積み遺構跡と番舎関連施設跡の一部を公開している。公開期間は 4 月から 11 月の午前 9 時 30 分から午後 4 時（受付は午後 3 時 30 分まで）である。期間内は毎日無休で公開しており、解説員が駐在して見学者への説明にあたっている。平成 27 年 5 月より史跡保護と見学環境の整備のため、見学料（大人 500 円）を徴収している（高校生以下・町内在住の方・障害者(付き添い 1 名)は無料)。これに伴い、荒船風穴の見学と下仁田町歴史館の入場料をセットにした割引サービスを展開している。

1) 指定地の公開状況

風穴石積み内部は、風穴石積みの保存と来訪者の安全を考慮し、立ち入り禁止となっている。1～3 号風穴石積みの周囲には、置き型のネットフェンスが張られ、立ち入り禁止の注意板が置かれている。また、1 号風穴の入り口部分には木柵が設置されている。

番舎（管理棟）跡周辺の平場には操業時からあった溜め池が残っている。平場の西側、3 号風穴手前には説明板が設置され、風穴についての解説と来訪者が風穴石積みを上から眺められる場所として公開されている。来訪者の動線としては、指定地東側の道（指定地外、一部階段）が利用されており、ここを通過して指定地内の 1～3 号風穴石積み北側の里道（現見学路）に至る。現見学路は、1 号風穴石積み復旧工事の際に重機、車両等の搬出入路としても利用されており、平成 26 年度には木柵による丸太土留め工を行った。

埋設管は 2 号風穴と 3 号風穴の間を通り、最終的に番舎（管理棟）跡地脇の池まで通じている。番舎跡や史跡標柱周辺には休憩用の木製ベンチも置かれている。その他、1～3 号風穴北側の見学路脇に温度計が 3 基、伸縮計 1 基、説明板、注意板、誘導標識等が設置され

ている。



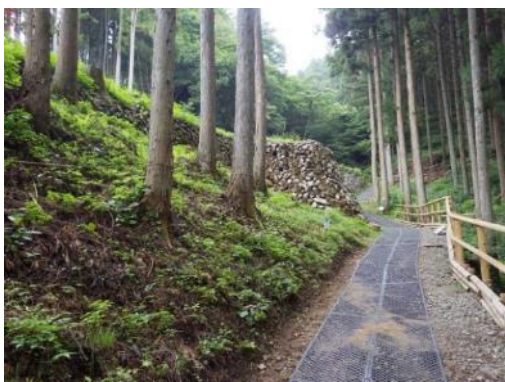
図 2-6 現在の公開範囲と見学路



①風穴脇の説明板・誘導標識・ネットフェンス



②番舎(管理棟)跡周辺の平場



③来訪者用動線(風穴石積み北側の里道(見学路))



④展望デッキからの眺望(展望デッキは指定地外)

写真 2-7 指定地の利用状況

2) 指定地周辺の公開状況

指定地南側の町道（町道 4406 号線）に隣接して見学者用広場が整備されている。見学者用広場内には、仮設トイレ、自動販売機、休憩施設、野外卓等の便益施設が設けられており、解説員が待機するプレハブ小屋等の管理施設、風穴と同じ仕組みが体験できる冷風体験スペース、荒船風穴の説明板も設けられている。また、観光タクシーの待機場所として利用されている。この他、町道を挟んだ反対側の平場には、荒船風穴の総合案内板が設置されている。

指定地南側の指定地と町道の間にはチケット小屋が設置されており、公開日にはここで見学者の受け付けやパンフレットの配布、見学者数の管理等を行っている。その他、1号風穴北側には、1号風穴石積み復旧事業に伴い、平成23年度に設置された石材置場があり、現在は展望デッキとして利用されている。

見学者広場は平成24年度まで駐車場と位置づけられていたが、見学者の増加に伴い、より広い駐車場が必要となったことから、平成25年に現在の駐車場（約25台駐車可能）を整備した。現在の駐車場は荒船風穴から約0.8kmの位置にあり、風穴まで急な坂道を約15分下っていく必要がある。そのため、駐車場に無料の傘や杖を置いたり、指定地から駐車場までの町道沿いに、木製ベンチ、冷風体験スペース、植物の説明板を設置するなどの工夫を行っている。この駐車場は乗用車（一般車両）専用であり、観光バス等の大型バスはここからさらに1.5km、徒歩約20分坂道を登った神津牧場の駐車場を利用している。

駐車場と荒船風穴の位置関係や距離については、駐車場やホームページなどで案内し、運動靴や動きやすい服装での来訪を勧めているものの、駐車場が遠く風穴までの往復に時間がかかることから、改善が必要な状況である。

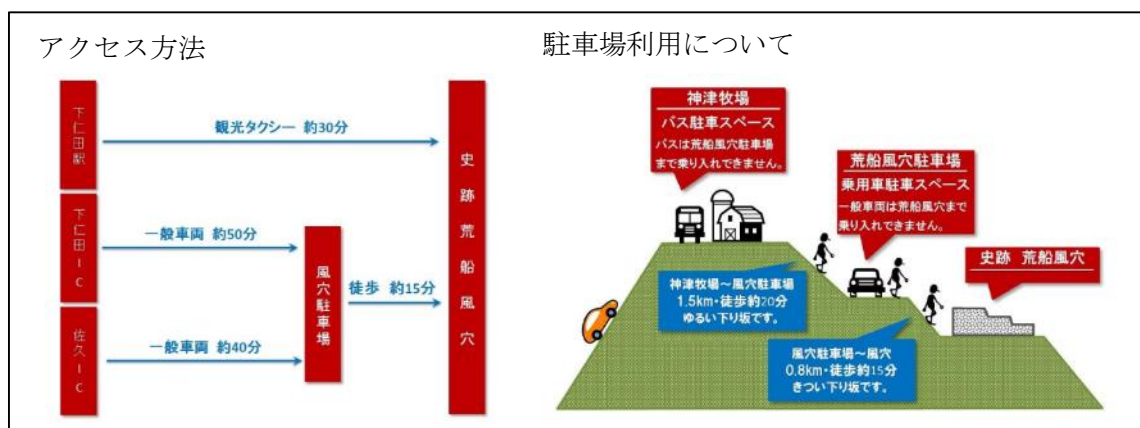


図 2-7 ホームページでの案内

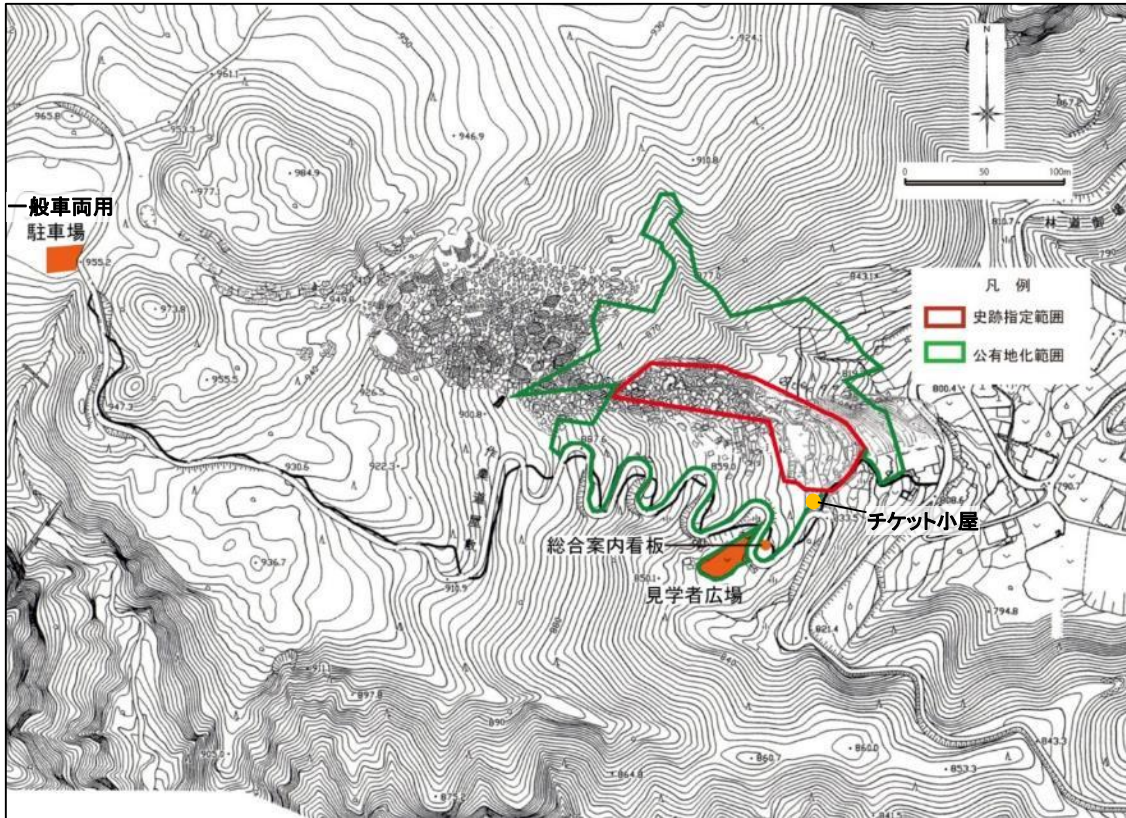


図 2-8 指定地周辺の公開範囲



①見学者広場



②チケット小屋



③来訪者動線 (指定地東側)



④一般車両用駐車場

写真 2-8 指定地周辺の利用状況

3) 史跡までのアクセス

<公共交通機関>

バス利用の場合は、町営バスに乗り、市野萱バス停で下車してから、さらに徒歩で1時間程度山道を登ることになる上、本数も朝晩以外ないため現実的ではない。そのため、電車利用者向けには、上信電鉄下仁田駅より荒船風穴へ直通する観光タクシーの案内をホームページやチラシ等で行っている。

<自動車>

自動車利用の場合は、国道254号線を通り、市野萱から主要地方道下仁田・浅科線（県道44号）と町道4406号で荒船風穴まで至るルートが距離的に最も近い。荒船風穴が造営されていた当時も、蚕種はこのルート（旧道）を通して山道を人や馬によって運ばれていた。しかし、一部に道幅が狭く対向車がすれ違えない箇所があるため、現在は風穴から駐車場までの区間で交通規制を行い、平日の9時から16時までは神津牧場方面への一方通行、土日休日の9時から16時までは車両通行止めとしている（管理車両を除く）。

現在は、国道254号線を長野県佐久市方面に向かい、内山峠から神津牧場を経由して、駐車場に至るルートを推奨しており、誘導看板等もこのルートで表示している。観光バス（大型バス）も内山峠からのルートを通ることになるが、神津牧場から駐車場までの道の一部に通りにくいところがあるため、現在の駐車場からさらに1.5km離れた神津牧場の駐車場に駐車し、徒歩で荒船風穴まで来るよう案内している。そのため、旅行会社のツアーでは市街地でタクシーに乗り換えて荒船風穴に来る方法を取っており、大型バスで来て神津牧場の駐車場を利用する見学者はほとんどいない。しかし、現在は県道の一部が改善され、駐車場まで大型バスの乗り入れが可能となっている。

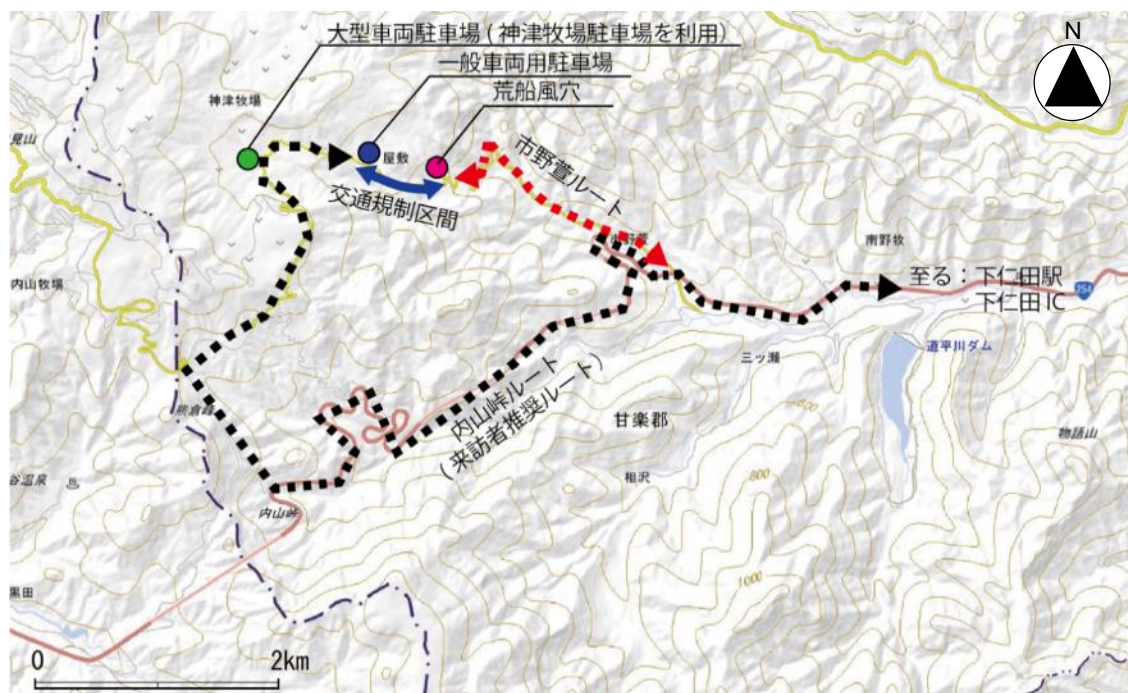


図 2-9 現在のアクセス

※出典：国土地理院の電子地形図（タイル）に交通ルート等を追記して掲載

4) 展示解説、情報発信、周知活動の状況

荒船風穴に関する資料（ジオラマ、遺物等）は、下仁田町歴史館の一角で展示しており、現地では解説員による解説が行われている。しかし、下仁田町歴史館での展示スペースは限られており、現地の総合説明板も現状は仮設的な看板のみである。

情報発信については、荒船風穴に関する専用ホームページを開設して、荒船風穴の概要の他、見学の期間や時間、アクセスルート、観光タクシーについて等、見学に際して必要な各種の情報を発信している。

周知活動については、平成26年5月に「史跡荒船風穴友の会」を結成し、町民を対象に定期的な見学会等を開催している。また、町内小中学校の総合学習の場として利用されている他、世界遺産関連での講演会やシンポジウム、イベント等の開催を行っている。

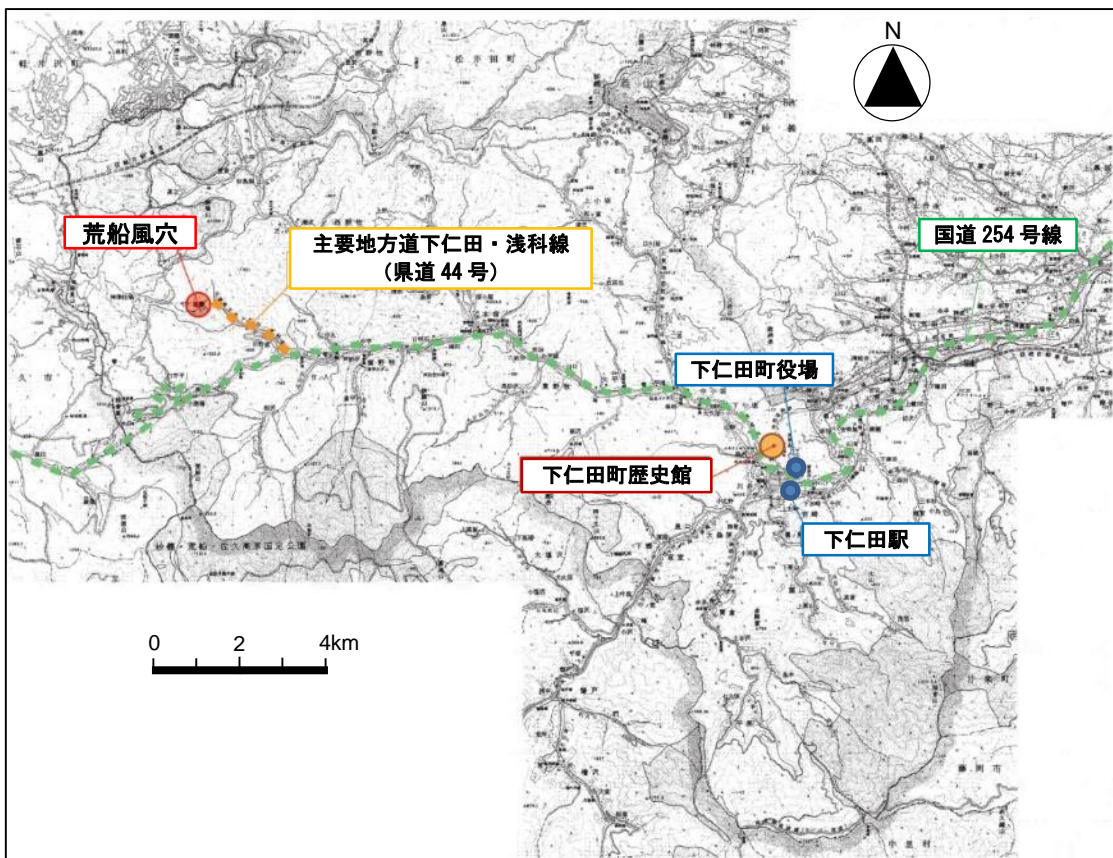


図 2-10 荒船風穴についての展示を行っている下仁田町歴史館の位置

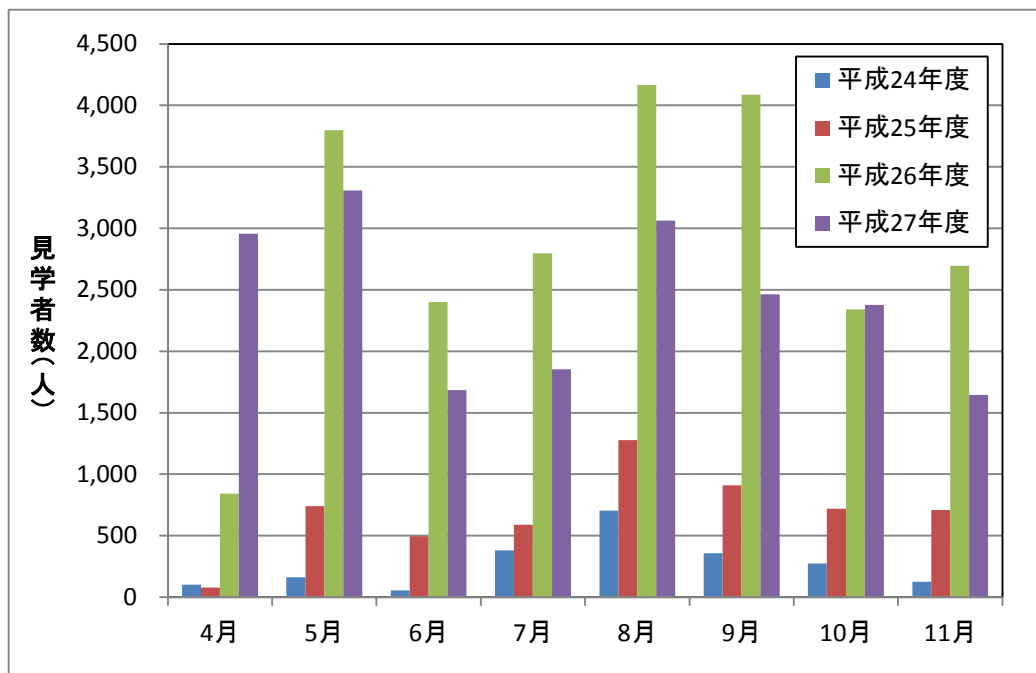
5) 入場者数

(1) 荒船風穴の入場者数

荒船風穴は、4月から11月までの期間限定で公開している。荒船風穴の入場者数は、平成24年度が2,161人、平成25年度が5,517人であったが、平成26年4月26日に「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界文化遺産への登録が勧告され、同年6月末に正式決定したことを受け、入場者が一気に増加し、平成26年度は前年度の4倍以上となる23,123人であった。平成27年度は、夏の台風や雨の影響を受け19,349人とどまった。本史跡の入場者数は、天候に大きく左右される。

月別の動向をみると、世界文化遺産登録の前後とも、ゴールデンウィークがある5月と夏休み期間の7～8月、シルバーウィークがある9月は入場者数が多い。

世界遺産に登録された平成26年度は23,000人を超える入場者数があったが、今後の入場者数は年間20,000人程度で推移することが見込まれる。



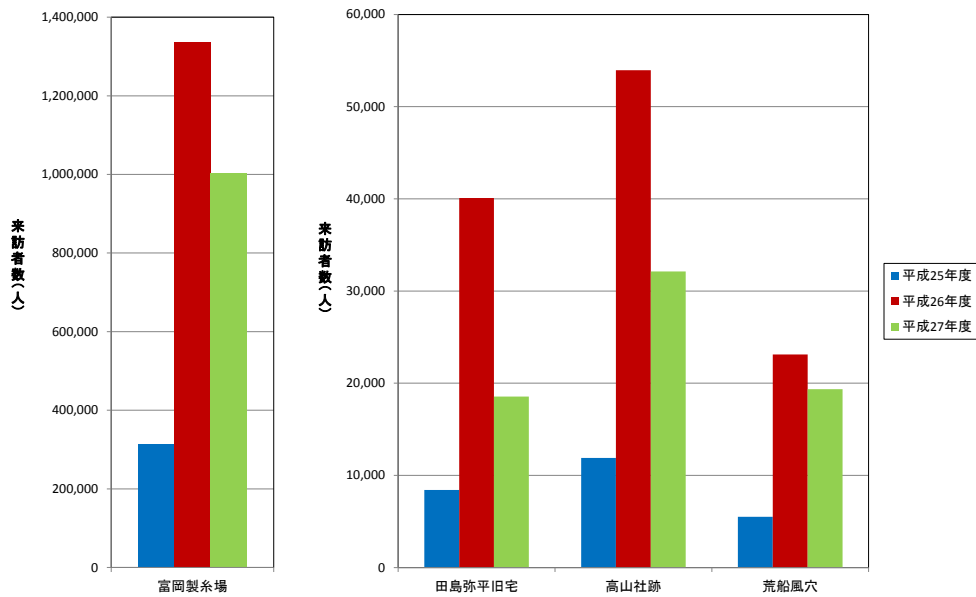
※平成26年4月末に世界文化遺産登録の勧告、同年6月末に正式決定

図 2-11 荒船風穴の月別入場者数の推移（平成24～27年度）

(2) 「富岡製糸場と絹産業遺産群」の他資産の入場者数

世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の他資産の入場者数も、世界遺産に登録された平成26年度は飛躍的に増加したが、平成27年度はいずれも減少している。

今後もしかりに入場者数を維持していくかが世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」全体の課題である。その中でも、荒船風穴は平成26年度と同程度の入場者数を維持しており、健闘していると言える。



※荒船風穴は各年度とも4月～10月までの入場者数、他の資産の平成27年度入場者数は12月までの累積

図 2-12 「富岡製糸場と絹産業遺産群」構成資産の入場者数の推移（平成 25～27 年度）

(3)下仁田町歴史館の入館者数

下仁田町歴史館（平成 27 年度より「下仁田町ふるさとセンター」から名称変更）では、世界遺産登録に伴い、平成 26 年 4 月より荒船風穴に関する展示を始めてから入館者数が増加している。また、平成 27 年度からは、下仁田町歴史館と荒船風穴の両方を見学すると、下仁田町歴史館の入館料分（200 円）が無料になるセット料金を開始した。

入館者数は、平成 22 年度は 751 人だったのが、平成 26 年度には 3,323 人に増え、平成 27 年度は 3,000 人程度になる見込みである。

荒船風穴に関する展示を行っていることやセット料金のことが十分周知されていない面もあるため、今後広報活動を充実させることにより、荒船風穴への来訪者を呼び込めるものと期待できる。

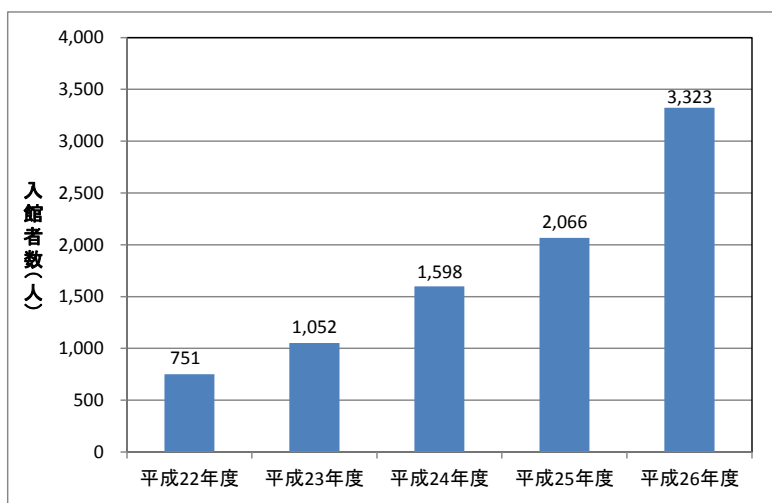


図 2-13 下仁田町歴史館の年度別入館者数の推移（平成 22～26 年度）

4. 公有化状況

指定地内はすべて公有地（下仁田町所有）である。指定地周辺は公有地と私有地が混在しており、史跡指定範囲に隣接する部分は概ね公有地(下仁田町所有)となっているものの、冷風の発生源と考えられる露頭岩と岩塊の沢は私有地である。

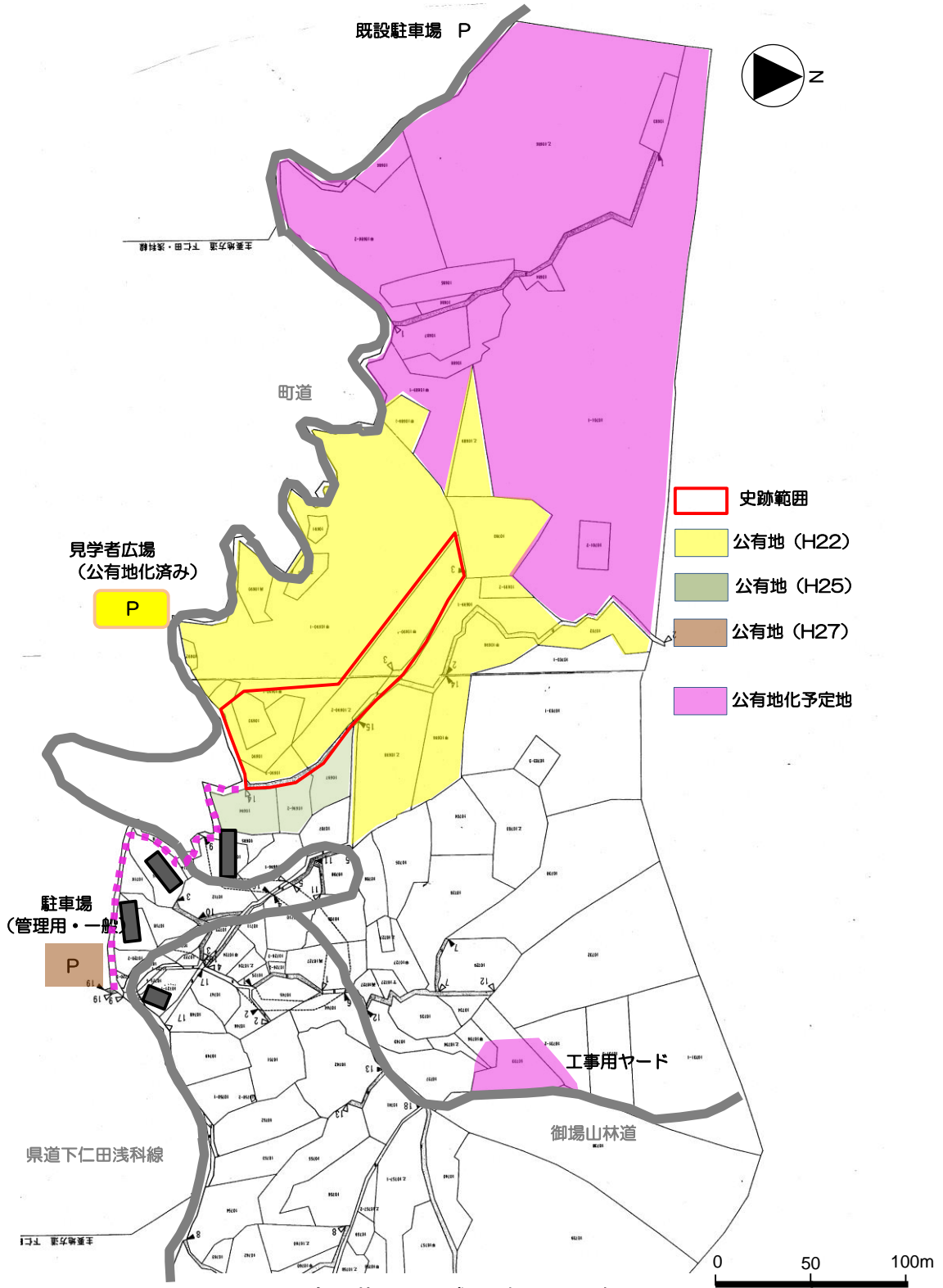


図 2-14 公有化状況（平成 28 年 3 月現在）

5. 関連法規制

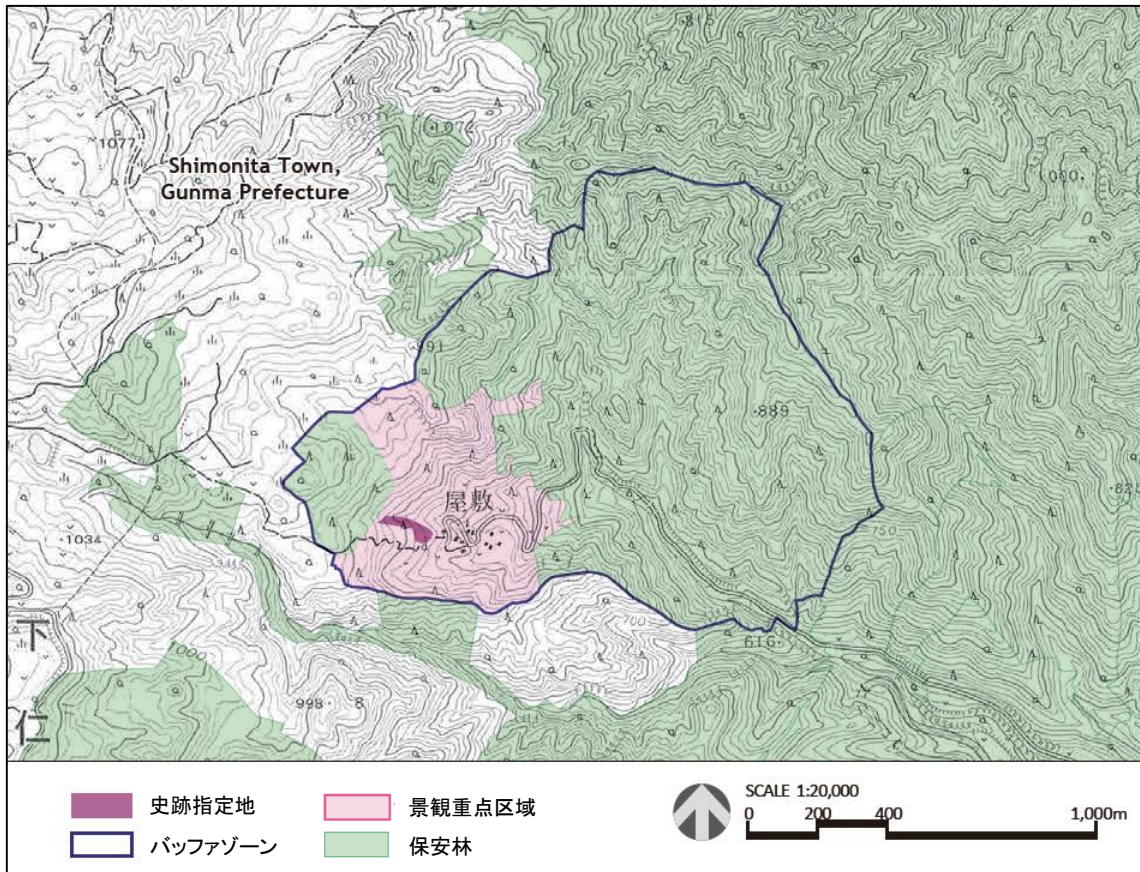
(1) 文化財保護法

荒船風穴は、国史跡に指定されているため、指定地内は文化財保護法の規制を受け、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、文化財保護法第125条に基づき、文化庁長官の許可が必要となる。

(2) 世界遺産条約 (図 2-15)

正式には「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」といい、文化遺産や自然遺産を人類全体のための遺産として損傷、破壊などの脅威から保護し、保存していくために、国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的とした条約である。日本は平成4(1992)年に締結しており、平成27(2015)年7月現在、世界遺産は19件(文化遺産15件、自然遺産4件)である。荒船風穴は、平成26(2014)年6月に「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産の1つとして、世界文化遺産に登録された。

世界遺産の登録に当たっては、構成資産の周囲に緩衝地域(バッファゾーン)が設けられている。世界遺産におけるバッファゾーンは、構成資産を保護するため、その利用や開発に一定の規制が行われ、構成資産と調和のとれた景観を形成することが求められている。構成資産は文化財保護法をはじめとした法令により保護されており、またバッファゾーンについては、後述する保安林と景観重点区域(景観計画)による規制がかかっている。



(3) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律 ※出典『世界遺産登録推薦書』

指定地一帯は農業振興地域に指定されており、現状の地目が農地（畑等）となっている部分の変更については、農地法による転用許可が必要である。

(4) 土砂災害防止法 (図 2-17)

指定地とその上部の岩塊ゾーン、指定地東側の屋敷集落一帯（382-004 屋敷）と、指定地西側の神津牧場周辺（382-005 南物見）が、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定を受けている（平成 25 年 3 月 19 日群馬県告示第 117 号）。

土砂災害警戒区域等では、町の地域防災計画に基づく災害情報の伝達や早期避難の体制整備を図るとともに、特に家屋等の建築物に損壊が生じ、生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある区域への住宅等の新規立地の抑制、建築物の構造規制などのソフト対策を推進することとされている。

(5) 下仁田町景観計画（平成 24 年 1 月施行）

指定地及び屋敷集落一帯は、景観法に基づく下仁田町景観計画において、景観重点区域（荒船風穴周辺地区）に指定されている。

範囲内で建築物等の建築等を行う場合、景観計画に定めた景観形成方針・基準に適合しているかどうか確認するため、その行為の届出が必要である。

【景観重点区域（荒船風穴周辺地区）の方針】

—町の歴史をつむぐ 美しい景観遺産の継承—

◎近代文化遺産の維持・保全と活用

荒船風穴は、富岡製糸場に関連する絹産業遺産群として、我が国の近代史における産業革命をそのまま形にした産業遺産の一つであり、2010年2月に国指定文化財（史跡）に指定され、現在、世界文化遺産の登録に向けて、鋭意進められている。同風穴は我が国のみならず、絹産業における歴史を示す景観資源であるため、これらを適切に維持・保全するとともに、周辺に立地する建築物等を適切に誘導し、歴史的産業遺産及びその周辺の景観づくりを進める。

また、将来的には後世に広く伝えていくため、風穴を活用した景観づくりも検討する。

（6）下仁田町屋外広告物条例（平成 26 年 12 月施行）

指定地及びその周辺のバッファゾーンは、下仁田町屋外広告物条例（平成 26 年 12 月施工）において、良好な景観の保全を優先すべき地域又は場所として禁止地域に区分されている。あわせて、荒船風穴アクセス路沿道地域として国道 254 号（下仁田町の一部）、県道 44 号下仁田浅科線（一部区間）、町道 4380 号線、町道 4406 号線も禁止地域に区分されている。

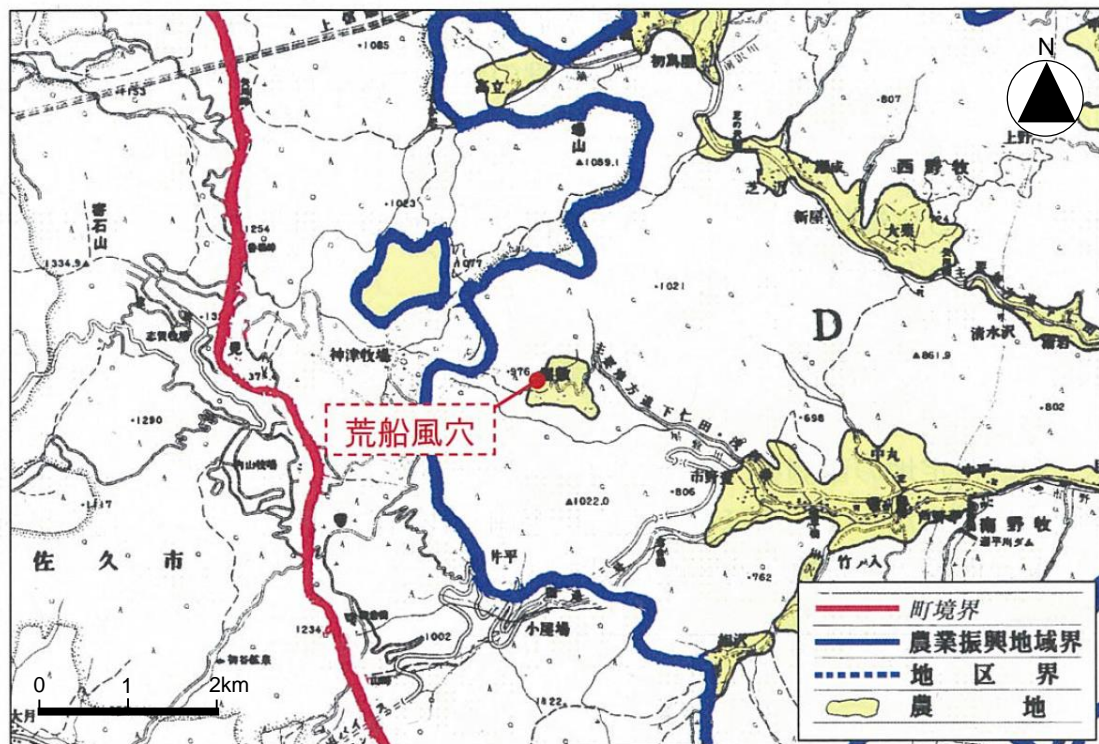


図 2-16 農業振興地域整備計画図（平成 2 年 10 月）※出典『保存管理計画書』

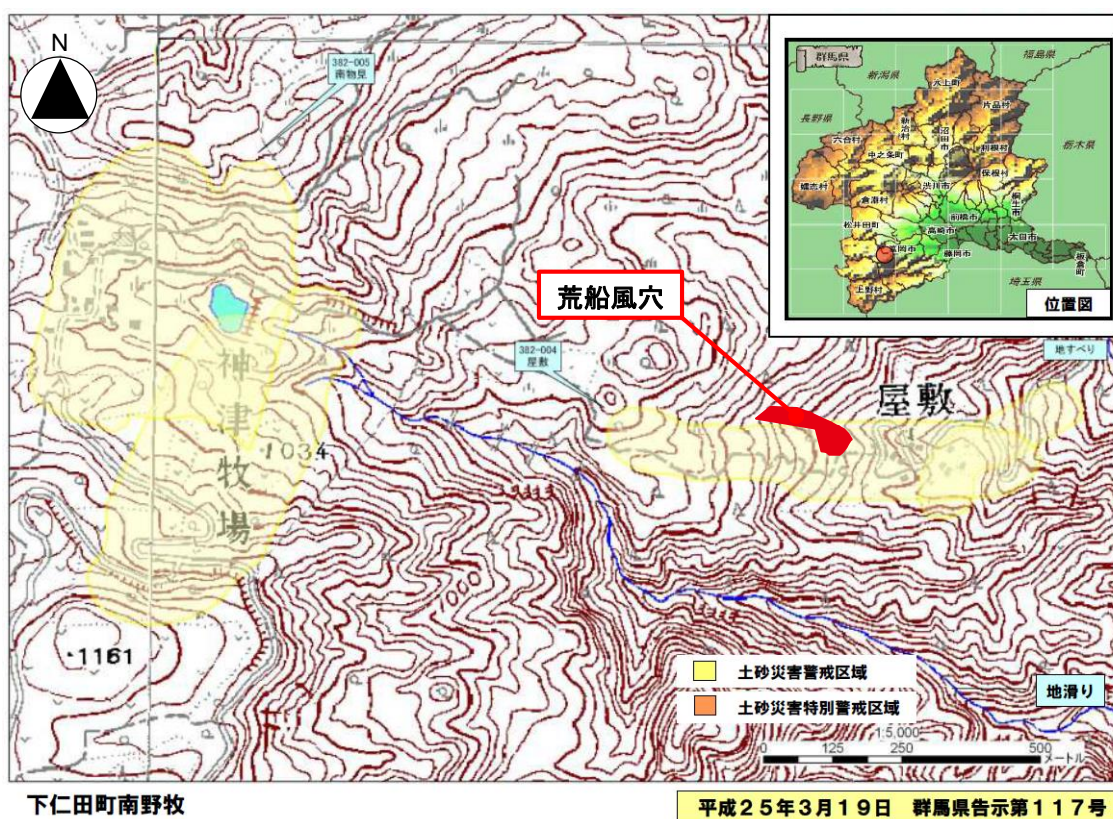


図 2-17 土砂災害警戒区域 ※出典：群馬県 HP『ぐんまの砂防』

(5) 森林法 (図 2-18)

1号風穴西側上部の貫入元の露頭が位置する付近より上方は、干害防備保安林となっている。また、南側の沢に沿った箇所は、土砂流出防備保安林となっている。

立木の伐採、土地の形質の変更については、都道府県知事の許可が必要であり、間伐及び人工林の択伐の場合は、知事への届出が必要である。また、保安林の指定目的を達成するため、個々の保安林の立地条件等に応じて、立木の伐採方法及び限度、並びに伐採後に必要となる植栽の方法、期間及び樹種が定められている。

(6) 自然公園法 (計画対象範囲外)

史跡指定地の周辺には、西側を南北に囲うような形で妙義荒船佐久高原国定公園が広がっている。

(7) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (計画対象範囲外) (図 2-19)

史跡指定地の周辺には、西側の作業道を挟んだ西側一帯が、神津鳥獣保護区 (895ヘクタール) として位置づけられている。

なお、ニホンジカなどによる農作物の被害が拡大していることを受け、平成 27 年 4 月に群馬県は 5 年ないし 10 年の予定で鳥獣保護区を一時的に解除している。

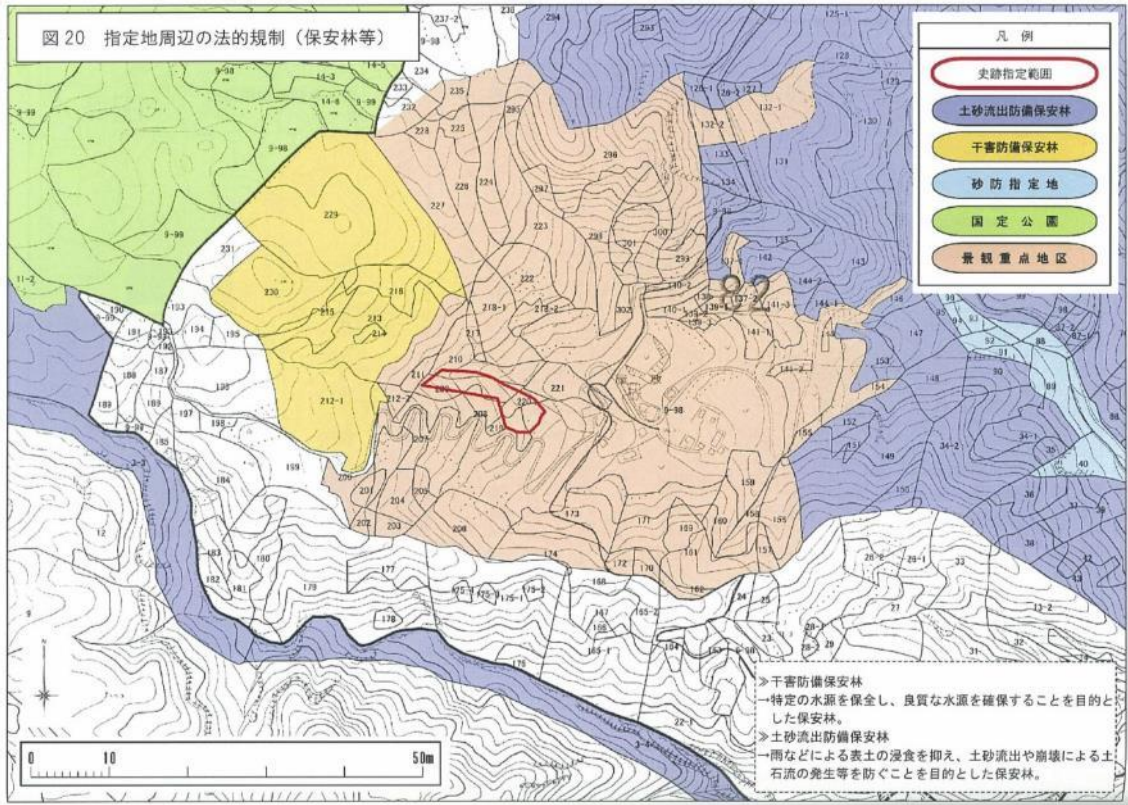


図 2-18 指定地周辺の法規制（保安林） ※出典『保存管理計画書』



図 2-19 平成 22 年度鳥獣保護区等位置図 ※出典『保存管理計画書』

6. 関連計画

(1) 下仁田町第4次総合計画（平成19年度～平成28年度）

荒船風穴に関する事項は、「生涯学習の推進」「地域文化の振興」の中に記載があり、それぞれ以下のような方針が示されている。

生涯学習の推進

【生涯学習環境の整備，生涯学習の活性化，社会教育活動の充実】

- 多様化する学習ニーズを把握し、豊かで楽しい学習機会が確保できるよう、学習環境の整備を推進します。
- 文化活動及び自主活動団体の運営を支援します。
- 生涯学習の啓発と、積極的な情報提供を実施します。

地域文化の振興

【文化財の保存，文化財の活用，歴史・文化への意識高揚】

- 文化遺産や史跡の保存、貴重な民俗資料や文化財の調査記録などを含む資料の整備に努めます。
- 郷土文化の学習、伝習の拠点として、ふるさとセンター（現 下仁田町歴史館）の展示資料や特別展事業の充実を図ります。
- 文化財を観光振興や学校教育、社会教育活動へ積極的に活用していきます。
- 近代産業遺産を新たな地域資源ととらえ、特に「養蚕関連施設」については、世界遺産登録への動きの中で関係団体と連携しながら、保存活用を促進します。
- 町内の自然や歴史、文化を活用した学習団体、文化団体を支援します。

(2) 過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）

荒船風穴に関する事項では、以下のような方針が示されている。

【地域文化の振興等－文化財の保存・活用】

- 文化遺産や史跡の保存、貴重な民俗資料や文化財の調査記録などを含む資料の整備に努める。
- 文化財を観光振興や学校教育・社会教育活動へ積極的に活用する。
- 近代産業遺産を新たな地域資源ととらえ、特に「養蚕関連施設」については、世界遺産登録への動きの中で関係団体と連携しながら、保存・活用を促進する。
- 町内の自然や歴史・文化を活用した学習団体・文化団体を支援する。
- 講演会・体験教室を開催し、町民の歴史・文化についての意識を高める。
- 地質、文化遺産をルート化し、ジオツーリズムなど新たな観光資源として活用する。

(3) 下仁田町都市計画マスタープラン（平成13年3月）

指定地及びその周辺は都市計画区域外である。

(4) 下仁田町緑の基本計画（平成 13 年 3 月）

指定地及びその周辺は都市計画区域外である。

(5) 下仁田ジオパーク基本構想（平成 23 年 9 月策定） (図 2-20)

下仁田町では、「多様な大地の変動から古代人の足音まで」をテーマとして、世界ジオパークの登録に向け活動しており、その第一段階として、平成 23 年 9 月に下仁田ジオパークとして日本ジオパークに認定された。（なお、現在のテーマは「日本列島の誕生をひもとく根無し山」となっている。）

本構想では、世界ジオパークの基本理念「地形・地質学的に見て価値の高い大地の遺産を保全し、教育に活用し、ジオツーリズムによる地域の持続的な発展を目指す」を骨子に、町内における地質遺産（ジオサイト）の保全や活用についてその方策等を述べるとともに、町内の地質遺産を 10 エリアに区分している。荒船風穴は、地質遺産と人とのつながりが理解できる場所として、荒船エリアのジオサイトの 1 つに位置づけられている。

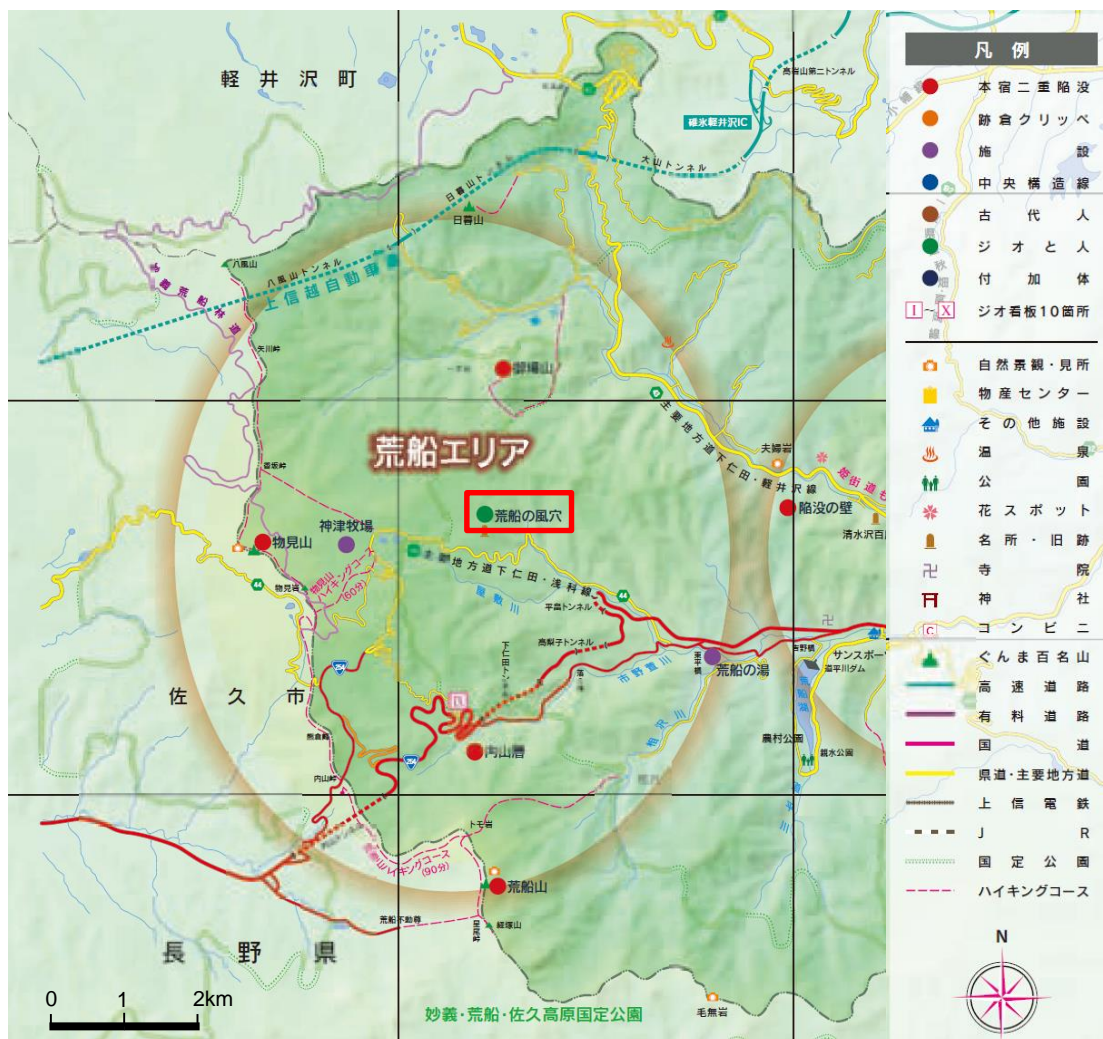


図 2-20 下仁田ジオパーク構想（荒船エリア） ※出典『下仁田町ジオパーク基本構想』

第3章 現状の課題

現況の保存・活用上の課題として以下があげられる。

(1) 保存上の課題

課題① 風穴石積みの保存

風穴石積みは、2号風穴の北面、3号風穴の南面が崩落しており、2号風穴の南面には、石が抜け落ちた地点も見られる。また、3号風穴の北面やこれを補強するはばき石積みも、歪みや孕みが目立つ状況である。平成27年度から行っている定点観測等（経過観察）では、現在のところ大きな変動はないものの、崩落が起きる可能性は常に無視できない。また、石積みを不安定化させる可能性のある樹木については、早急に伐採する必要がある。

さらに、見学者の増加による遺構面や見学路への影響も懸念されている。

課題② 冷風を生み出す環境の保全対策

荒船風穴は冷風を生み出す自然環境を基盤として成立した。冷風の源と考えられる岩塊の沢と露頭岩は、荒船風穴にとって欠かすことのできない重要な要素であり、風穴遺構と一体的に保全していく必要がある。しかし、岩塊の沢と露頭岩を含む範囲は史跡指定地外であり、公有地化も図れていないため、保全にむけての対策を十分に検討できない状況である。また、その発生要因や範囲が完全に特定されたわけではないため、今後も調査研究を行っていく必要がある。

課題③ 希少植物の保存と周辺植生

2号風穴内部とその周辺では、希少植物が確認されている。史跡の保存とともに希少植物の保存にも留意し、保存管理を行っていく必要がある。また、現在の周辺植生はスギの植林地であるが、操業時の植生とは異なっている。

課題④ 総合的な治山対策の必要性

平成26年度に実施した危険箇所把握調査の結果、風穴石積みの南側斜面には転石が落下する危険性が高い地点や、根曲り木や雨水の水道となっている箇所等、多くの危険箇所が存在することが明らかになった。特に風穴石積みに近接する箇所は、落石や倒木等が起きた場合、遺構の保存に大きな影響を与えることが予想される。風穴石積みおよび史跡の環境保全のためには、総合的な治山対策（崩落対策、危険木の伐採等）が必要である。

課題⑤ 維持管理のためのインフラが未整備

日常の維持管理車両や整備工事の際の工事車両が入れる作業用道路が未整備のため、現状では風穴石積み北側の見学路を使用せざるを得ない状況にある。この見学路は、平成26年度に実施した1号風穴石積みの復旧工事の際、重機、車両等の搬入搬出に使用したが、通路北側の土留め石積みへの影響が懸念されたため、木柵による補強（丸太土留め工）を

行った。しかし、見学路と作業用道路が同じであることは、見学者の安全確保の上でも問題がある。日常の維持管理や工事車両、解説員等、関係者のための駐車場も確保されておらず、現在は見学者広場の一部を使用している状況である。

課題⑥ 防災設備の未整備

近年、史跡内へイノシシやシカなどが侵入したり、土を掘削することにより、番舎関連施設跡のある平場周辺の法面崩壊が深刻化しており、史跡保存の観点からも問題になっている。また、火災や落雷、地震時の防災設備も不十分である。

課題⑦ 調査研究のための体制整備

現在行っている各種の調査（発掘調査、春秋館文書等の資料調査、測量調査、石積みの定点観測等）を継続し、その成果を史跡の保存・活用に活かせるようにしていく必要がある。また、調査成果に基づく研究により、荒船風穴やその経営母体である春秋館が日本の養蚕業や世界の絹産業に果たした役割について明らかにしていくことも重要である。しかし現状では、これらの調査研究を継続し推進していくための体制が不十分であり、今後、体制整備を図る必要がある。

(2) 活用上の課題

課題⑧ 公開範囲が限定されている

現状で公開されているのは風穴石積み及び番舎（管理棟）関連施設跡の一部のみである。番舎(管理棟)関連施設跡は仮設の説明板があるのみで、遺構の整備公開は行われていない。このため荒船風穴の全体像や、風穴稼働当時のすがたを現地で体感することが難しい。また、安全性の問題から風穴内部には立ち入ることができず、荒船風穴にとって重要な冷風を生む自然のシステムを体感することができる環境も限られている。

課題⑨ 展示解説の施設やツールが不十分である

現地における解説は解説員による説明が主で、説明板等の解説施設は仮設によるものが多い。また、荒船風穴に関する資料等の展示は下仁田町歴史館で行っているが、現地から15km程と距離が離れている。

課題⑩ 見学路の安全性に懸念がある

風穴石積み北側の里道を見学路として利用しているが、見学者の増加や近年の豪雨による路面の劣化が懸念されており、現在は歩道マットを敷設し対応している。また、3号風穴の北面石積みは崩落の危険性があり、見学路としての安全性に懸念がある。

課題⑪ 駐車場が遠く風穴までの往復に時間を要する

一般車両の駐車場は荒船風穴から約0.8km離れている。駐車場～荒船風穴間の道は急な坂道であるため、往復するのはかなりの労力である。